平成 14 年 3 月 18 日 兵警暴対一例規甲第 6 号

暴力団排除等のための部外への情報提供要領を下記のように定め、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

記

第1 総則

1 趣旨

警察は、暴力団情報を厳格に管理する責任を負っているが、他方で一定の場合にそれを 部外へ提供することによって、暴力団による権利侵害から県民を擁護し、社会から暴力団 を排除するという暴力団対策本来の目的のために活用することも必要であることから、暴 力団情報の部外への提供に関して、その基準及び手続を定めるものとする。

2 定義規定の適用

組織犯罪対策要綱(平成21年兵庫県警察本部訓令第8号)に定めるところによる定義規定は、この要領において適用する。

- 3 用語の定義
 - この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項に規 定する個人情報をいう。
- (2) 排除対象 暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、暴力団関係企業その他暴力団の支配下にある法人、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等をいう。
- (3) 暴力団員等該当性情報 排除対象であるか否かに係る情報をいう。

第2 基本的な考え方

1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察職員が個人的に対応することなく、必ず、提供の是非につき、刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長(以下「暴力団対策課長」という。)又は警察署長の責任において組織的な判断を行わなければならない。

2 情報の正確性の担保

暴力団情報を提供する場合は、その内容の正確性が厳に求められることから、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務による暴力団情報に関する照会を始め必要な調査を確実に実施するなどして、当該情報の正確性を担保しておかなければならない。

3 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性については、警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つものとする。

4 情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団情報の提供については、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ、当該目的を達成することが困難な場合に行うものとする。この場合において、提供する暴力団情報に個人情報があるときは、個人情報の保護に関する法律の規定に従って行うものとする。

第3 情報提供の基準

部外へ暴力団情報を提供するに当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

1 法令等に明文の規定がある場合

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等情報提供に係る手続について法令に明文の規定がある場合又は暴力団情報の提供について他の行政機関、地方公共団体その他公共的機関との間で申合せ等が締結されている場合は、その規定又は申合せ等の内容に従って積極的に情報提供すること。

2 条例等に規定する県民等の責務の履行を支援するために必要な場合

事業者が、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)を始めとする各自治体の暴力団の排除に関する条例に規定する県民等の責務を履行する目的で、取引等の相手方が暴力団又は排除対象でないことを確認するなど必要と認められる場合は、その責務の履行に必要な範囲内で積極的に情報提供すること。

- 3 暴力団を実質的な相手方とする訴訟の支援に必要な場合
 - 暴力団犯罪被害者による被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や暴力団組事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、訴訟に必要な範囲内で積極的に情報提供すること。
- 4 被害者支援及び資金源対策等のために必要な場合
- (1) 暴力団及び排除対象に係る被害者支援及び資金源対策の視点や社会の基本システムに 暴力団及び排除対象を介入させないという視点から暴力団情報を部外へ提供する場合 は、情報提供を必要とする事案の具体的内容を個別に検討し、当該事案が次に掲げる要 件に該当するときは、組織的に対応可能な範囲内で情報提供すること。
 - ア 暴力団等による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に必要な場合
 - イ 暴力団の排除に関する活動を促進する必要性が高く、暴力団の組織の維持又は拡大 に係る活動に打撃を与えるために必要な場合
- (2) 情報提供の申出のあった事案が前記(1)の要件に該当する場合に、提供する暴力団情報の範囲及び内容を検討するに当たっては、以下に掲げる要領によること。
 - ア 個人情報以外の情報の提供によって、公益の実現が可能である場合は、個人情報以外の暴力団等の活動状況、不当要求行為の実態、事務所の所在地、組織名称等の暴力団情報を提供すること。

なお、申出の対象となった企業が暴力団関係企業であるか否かの情報については、 個人情報と同等に取り扱うこと。

- イ 公益の実現のために、個人情報又は企業に係る情報を提供する必要があるときは、 まず暴力団員等該当性情報の提供を検討すること。
- ウ 暴力団員等該当性情報の提供だけでは公益を実現することができないと認められる ときは、住所、生年月日、連絡先その他暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供

すること。この場合において、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供することとする。

- エ 顔写真の交付は行わないこと。
- 5 情報を適正に管理することができると認められる場合

情報提供は、前記1から4までのいずれかに該当し、かつ、その相手方が提供に係る情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立しているなど、情報を適正に管理することができると認められる場合に行うこと。

第4 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

1 指定暴力団以外の暴力団の暴力団員の場合

指定暴力団以外の暴力団の暴力団員については、情報提供が求められている個別の事案に応じて、当該暴力団の活動の態様について十分な調査及び検討を行い、その結果、当該暴力団について明確に現在も活動が行われていると認められる場合を除き、情報提供してはならない。

2 暴力団準構成員の場合

暴力団準構成員については、暴力団員である場合と異なり、暴力団との関係の程度、態様等が様々であることから、情報提供が求められている個別の事案に応じて、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の程度、態様等について十分な調査及び検討を行い、その結果、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあると認められる場合を除き、情報提供してはならない。

3 総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの場合

総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロについては、情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な調査及び検討を行い、その結果、明確に現在も活動が行われていると認められる場合を除き、情報提供してはならない。

4 元暴力団員の場合

元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合及び現在も暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋等又は社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合を除き、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供してはならない。

5 共生者の場合

共生者については、情報提供が求められている個別の事案に応じて、暴力団への利益の 供与、暴力団の威力等の利用等について十分な調査及び検討を行い、その結果、暴力団と 共生して利益の拡大を図っていると認められる場合を除き、情報提供してはならない。

6 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者の場合

暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者については、その態様が様々であることから、情報提供が求められている個別の事案に応じて、暴力団員との交際の内容やその頻度、暴力団員と関係を有するに至った原因やその後の対応等について十分な調査及び検討を行い、その結果、現在も暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあると認められる

場合を除き、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって情報提供してはならない。

7 暴力団関係企業その他暴力団の支配下にある法人の場合

暴力団関係企業その他暴力団の支配下にある法人については、暴力団との関係の程度、態様等も様々で、現在は、暴力団との関係を遮断するものもあることから、情報提供が求められている個別の事案に応じて、役員等に占める暴力団員等の比率、活動の実績等について十分な調査及び検討を行い、その結果、現在も暴力団関係企業その他暴力団が支配している法人と認められる場合を除き、過去に暴力団と関係があったという事実だけをもって情報提供してはならない。

第5 暴力団情報提供の手続

部外から暴力団情報の提供の申出があった場合における情報提供の手続については、次のとおりとする。

1 警察署長の措置

(1) 暴力団対策課長との協議

警察署長は、(2)に掲げる場合を除き、部外から暴力団情報の提供の申出があった場合は、必ず事前に、情報提供の是非及び提供する情報の範囲・内容等について、暴力団対策課長と協議した後、必要な暴力団情報を相手方に提供すること。

(2) 警察署長の判断で情報提供できる場合

次に掲げる場合については、警察署長の判断で相手方に暴力団情報の提供をすることができる。

- ア 既に犯罪、暴力的要求行為等が発生しており、被害の回復又は防止の視点から、当 該被害者に対し、必要な暴力団情報を提供する場合
- イ 暴力団対策法に基づく援助措置の範囲内で、援助を受けたい旨の申出をした者に対 し、必要な暴力団情報を提供する場合
- ウ 相談の内容から、次に掲げる事案が判明した結果、当該当事者に対し、暴力団員で あるか否かのみの情報を提供する場合
- (ア)対象者の言動、態度等に暴力団性が見られる等犯罪、暴力的要求行為等が発生するおそれがあると認められる場合
- (イ) 暴力団の威力を示して、公的資金の融資又は給付を受けようとしている場合
- (ウ) 暴力団の威力を示して、行政機関、企業等に対する不当要求があった場合
- エ 地域から暴力団を排除する目的で、個人情報以外の暴力団の活動状況、不当要求行 為の実態、事務所の所在地、組織名称等の暴力団情報(企業に係る情報を除く。)を 提供する場合

2 暴力団対策課長の措置

- (1) 暴力団対策課長は、部外から暴力団情報の提供の申出があった事案について、前記第 3の基準に従い、情報提供の是非及び提供する情報の範囲・内容等を判断し、必要な暴力団情報を相手方に提供すること。
- (2) 前記1の(1)に基づき、警察署長から協議があった場合は、情報提供の是非及び提供する情報の範囲・内容等を組織的に判断し、その結果を当該警察署長に回答すること。

- (3) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴追センター」という。)に対して情報提供の申出があった場合は、暴力団対策課長において、前記第3の基準に従い、情報提供の是非及び提供する情報の範囲・内容等を判断し、必要な暴力団情報を暴追センターに提供すること。
- 3 暴力団対策課以外の本部所属の長の措置

刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課以外の本部所属(サイバーセキュリティ・捜査高度 化センター及び警察学校を含む。)の長は、部外から暴力団情報の提供の申出があった場合は、これを受理することなく、暴力団対策課長に引き継ぐこと。

4 情報提供に関する事務の専決基準

兵庫県警察処務規程(昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号)第9条及び第11条の規定により専決をすることができる軽易な部外への暴力団情報の提供に関する事務は、次の表のとおりとする。

所属の区分	専決者	事務の内容
暴力団対策課	管理官等又は 調査官	暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づく暴力団員 等該当性情報の提供に関すること(排除対象に該当しな い旨の回答(以下「該当なし回答」という。)をする場 合に限る。)。
		第5の2の(2)の規定による警察署長との協議に関すること(該当なし回答をする場合に限る。)。
警察署	警部の課長	暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づく暴力団員 等該当性情報の提供に関すること(該当なし回答をする 場合に限る。)。

第6 情報提供に関する記録等

1 広聴処理票の作成

部外から暴力団情報の提供の申出があった場合は、広聴処理票(兵庫県警察広報広聴活動規程(平成11年兵庫県警察本部訓令第6号)第36条第2項)を作成し、情報提供の申出の概要、提供の是非についての判断理由、調査結果及び提供内容を明らかにしておくものとする。ただし、他の行政機関、地方公共団体その他公共的機関による法令又は暴力団の排除を目的とした暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づく情報提供の申出(以下「法令等に基づく情報提供の申出」という。)に対して回答する場合に限り、広聴処理票を作成することを要しない。

2 広聴処理票等の送付

前記1の規定により作成した広聴処理票及び法令等に基づく情報提供の申出に係る書面 の写しについては、暴力団対策課長に送付するものとする。

3 相手方からの誓約書等の徴収

守秘義務がない者に対して、個人情報を提供した場合(該当なし回答をする場合を除 く。)は、その者から原則として誓約書(別記様式)を徴するものとする。

また、第3の2の規定により暴力団情報を提供する場合は、その者から情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等の身分を明らかにする資料及び取引関係を明らかにする資料等の提出を求めるものとする。

第7 情報提供に関する留意事項

暴力団情報の提供にあっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 情報提供の申出があった場合は、原則として情報提供の相手方と面接して人定を確認するとともに、その目的や相手方の信頼性について十分検討すること。
- 2 情報提供する場合は、当該相手方に対して情報を他の目的に利用しないよう警告し、必要があれば、情報の適正な管理のために必要な仕組みを整備するよう要請すること。
- 3 情報提供の相手方に守秘義務がある場合は、文書により情報を提供することができるが、これ以外の場合は、口頭により提供すること。
- 4 情報提供は、原則として当該情報を必要とする被害者又は当事者(これらの者の委任を 受けた弁護士等その代理人として認められる者を含む。)に対して、当該申出等の内容に 応じた範囲内で行うこと。
- 5 暴力団情報は、日々変動するものであることから、提供する場合は、いつの時点の情報 であるのか、また、将来変更される可能性があることを相手方に十分説明すること。
- 6 情報提供に係る相談は、暴力団情報を収集する機会であることをよく認識し、潜在して いる事案の把握に努めること。

	誓		糸	<i>,</i>		聿	:	
情報提供の内容								
るこ □ □	は、警察から提信 とはいたしません 条例等に規定する 暴力団員による? 暴力団の組織の網	ん。 る県民等の責 犯罪、暴力的	「務を J要求	·履行。 《行為等	トる目的 等の被害	J		
3	と供していただい。 と供を受けた情報で で更があり得るこ。 、その点に十分	の内容は、 との説明を受		年	月	日現在0	りものでお	
						年	月	日
		長 殿						
		住	所					
		氏	名					